



平成 29 年 5 月 26 日

各位

上場会社名 日本製罐株式会社  
代表者名 代表取締役社長 馬場 敬太郎  
コード番号 5905  
本社所在地 埼玉県さいたま市北区吉野町 2 丁目 275 番地  
問い合わせ先 経営企画部長 日野 剛健  
(TEL.048-665-1251)

## 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 112 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の変更に伴う定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株式併合、単元株式数の変更に伴う定款の一部変更については、本定時株主総会で承認可決されることを条件として、平成 29 年 10 月 1 日をもって発効するものといたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としています。株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて投資単位の水準や株主様の権利にできる限り影響を及ぼすことがないように、株式の併合を行うものであります。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類及び割合

当社の発行する普通株式について、平成 29 年 10 月 1 日をもちまして、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式を 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

###### ② 株式併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	13,920,000 株
併合により減少する株式数	12,528,000 株
併合後の発行済株式総数	1,392,000 株
併合後の発行可能株式総数	4,900,000 株

(注) 株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済株式数は、株式併合前の発行済株式数に株式併合の割合を乗じた理論値であります。

### ③株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

また、株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することにより、株式の売買単位は10分の1の100株となりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権や株式を売買する機会が失われることはありません。

### ④株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

### ⑤株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	1,338名 (100%)	13,920,000株 (100%)
10株未満	200名 (14.9%)	1,370株 (0.01%)
10株以上	1,138名 (85.1%)	13,918,630株 (99.99%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様200名（その所有株式数の合計は1,370株。平成29年3月31日現在）が株主たる地位を失うこととなります。

### ⑥単元株式に1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端株が生じた株主様に対して、端株数に応じて交付いたします。

### (3) 株式併合の条件

本株式の併合は、平成29年6月29日開催予定の第112期定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### (3) 変更日

平成29年10月1日

### (4) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第112期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 【ご参考】

上記の株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

### 3. 単元株式数の変更及び株式併合に伴う定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載しております「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するとともに、当社の発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）及び第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。

#### (2) 定款の一部変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,900</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>490</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	<u>附 則</u> 本定款第 6 条及び第 8 条の変更の効力発生日は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 112 期定時株主総会の第 2 号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。

### 4. 日程

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日              | 平成 29 年 5 月 26 日      |
| (2) 定時株主総会決議日            | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| (3) 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 定款の一部変更の効力発生日        | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

以上

## 【ご参考】

### 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

#### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では、10 株を1株にすることを予定しております。

#### Q 2. 単元株式数とは何ですか。

A 2. 単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株にすることを予定しております。

#### Q 3. 株式併合と単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株に併合することといたしました。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

#### Q 4. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 4. 株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例③	123株	なし	12株	なし	0.3株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②、例③、例④）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の 10 分の 1 となり、例えば 1,000 株お持ちの株主様の株式数は 100 株になりますが、1 株あたりの純資産額は併合前の 10 倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

A 6. ご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましても Q 4 に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成29年 6 月29日	定時株主総会決議日
平成29年 9 月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月 1 日	株式併合と単元株式数の変更の効力発生日
平成29年11月中旬	株式割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 9. 株主側で、何か必要な手続きはありますか。

A 9. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話

0120-288-324

受付時間

9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

